

令和7年度大阪広域水道企業団インターンシップ事務手続要領（学生用）

この要領は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）のインターンシップ生として実習を希望する学生の必要な事務手続き等について記載したものです。この要領及び「大阪広域水道企業団インターンシップの実施に関する要綱」をご理解の上、在籍する大学（短期大学を含む。）、大学院又は高等専門学校（以下「大学等」という。）のインターンシップ担当窓口を通じて応募してください。インターンシップ生実習希望調書の様式や受入プラン一覧については、企業団ウェブページから入手してください。

企業団HP → 職員採用情報 → インターンシップ → 大学等

<https://www.wsa-osaka.jp/saiyo/internship/>



1 実習を希望する学生自身が作成（提出）する書類

インターンシップ生実習希望調書（顔写真を貼付のこと）

- ◆在籍する大学等のインターンシップ担当窓口に提出してください。学生個人から企業団への直接の応募は受け付けていません。各大学等における応募方法等については、在籍する大学等のインターンシップ担当窓口にお問い合わせください。
- ◆企業団に提出した「インターンシップ実習希望調書」は返却しませんので、あらかじめご了承ください。なお、「インターンシップ実習希望調書」に記載した情報は、企業団におけるインターンシップの円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、「大阪広域水道企業団個人情報保護条例」に基づき適正に管理します。

2 インターンシップ生実習希望調書の作成上の留意事項

●作業着について	
作業着の有無	軽作業を行う場合がありますので、作業着の有無をご記入ください。
作業着のサイズ	プランにより作業着以外の被服も貸し出す場合があります。その際は本項目を参考にしますので、作業着を持っている方もご記入ください。 なお、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●希望職種について	
希望職種	令和6年度職員採用試験の技術職の募集職種を記載しています。実習内容作成の参考にすることがありますので必ずご記入ください。 なお、決めかねる場合は可能性がある職種をすべて塗りつぶしてください。
●実習を希望する受入プラン・期間について	
「第1希望～第3希望」欄	「受入プラン一覧」に記載する「プラン番号」を第3希望まで記入することができます。ただし、受入条件等がありますので、ご注意ください。 —インターンシップ生としての実習時間— 平日の午前9時00分から午後5時30分まで

自転車通勤の希望	駐輪場を確保する必要があるか確認するため、自転車通勤を希望しない場合もなしの口を塗りつぶしてください。 なお、前半は1日目から3日目、後半は4日目と5日目です。全日（5日間）自転車通勤を希望する場合は前半と後半の両方の口を塗りつぶしてください。 プランにより前半と後半で実習場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。
「実習に従事できない日」欄	実習初日の午前中に事前ガイダンスを実施します（実施場所等詳細は、受入決定後に通知します。）。 事前ガイダンスへの参加がインターンシップ生としての実習を行うための必須条件です。また、インターンシップ生の実習プログラムについては、各実習期間中の全日程の受講を前提に作成しますので、出席できない日があると実習に支障をきたす場合があります。 大学等の講義や試験等、やむを得ない事情のために実習に従事できない日がある場合は、必ず記入してください（アルバイト・旅行・クラブ活動・サークル活動等の理由による欠席は、認められません。）。

3 実習生の決定及び保険の加入について

- ◆インターンシップ生としての受入可否については、在籍する大学等の代表者に通知します。（7月上旬頃予定。学生や関係者等からのお問い合わせにはお答えできません。）。
- ◆インターンシップ生として受入決定した学生には、誓約書と傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを、在籍する大学等を通じて提出していただきます（7月中旬頃予定。）。インターンシップ生として決定した場合は、速やかに大学等所定の傷害保険及び賠償責任保険に必ず加入してください。

4 実習生の修了証明書・評価書等の必要状況について

- ◆受入決定後、実習に伴う修了証明書、評価書等の発行が必要な場合は、必要である旨を在籍する大学等のインターンシップ担当窓口へ報告し、所定の手続きを行ってもらうよう依頼してください（実習生が直接、受入所属に修了証明書・評価書等を持参することのないようにしてください。）。
- ◆大学等のインターンシップ担当窓口から、あらかじめ企業団総務部長あてに修了証明書・評価書等の発行依頼がない場合には、作成できません。

5 その他

- ◆受入決定後に辞退者が発生すると、他の応募者に大変迷惑がかかりますので、原則、全実習日程に必ず出席できる方のみご応募ください。
- ◆受入決定までの間に、企業団から学生に連絡事項がある場合は、原則として、大学等の担当者を通じて連絡します。
- ◆受入決定後、企業団から生徒等に連絡事項がある場合は、生徒等へ連絡します。なお、調整の必要がある場合等は、学校の担当者へ連絡の上、学校から生徒等へご調整いただくことがあります。
- ◆講義及び試験日程の変更などの理由により、実習に従事できない日が生じた場合等は、直ちに各大学等のインターンシップ担当窓口へ連絡してください。